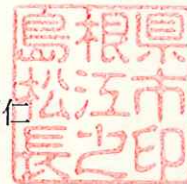


松江市告示第 43 号

松江市生活保護法第 78 条に規定する徴収金への加算措置取扱要領を次のように定める。

令和 7 年 2 月 10 日

松江市長 上定 昭仁



松江市生活保護法第 78 条に規定する徴収金への加算措置取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、生活保護法（以下「法」という。）第 78 条第 1 項から第 3 項に規定する徴収金への加算措置の適用について、必要な事項を定めるものとする。

(決定方法)

第2条 不正受給に対する加算措置の適用の決定に当たっては、当該不正受給に係る法第 78 条に基づく費用徴収の決定を行う際のケース診断会議において決定するものとする。

(適用基準)

第3条 前条の加算措置については、原則として次の各号のいずれかに該当した場合に適用するものとする。

- (1) 収入申告書等の提出書類に意図的に虚偽の記載をする、又は偽造、改ざんするなど不正が悪質、巧妙である場合
- (2) 過去 5 年以内に 2 回以上保護費の不正受給を行っている場合
- (3) 不正受給を確認した後に福祉事務所が行う調査に協力しない場合
- (4) 不正受給期間が 1 年以上にわたる場合
- (5) 偽りその他不正な手段により他人をして保護を受けさせた場合
- (6) 指定医療機関、指定介護機関、指定助産機関、指定施術機関が偽りその他不正な行為により医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払いを受けた場合
- (7) 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた場合

(加算額)

第4条 前条に定める適用基準に該当する場合の加算額は、当該不正受給の徴収金に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額とする。ただし、次の各号に掲げる事項を総合的に考慮し、加算措置を行わない若しくは加算額を減算することができる。

- (1) 過去 5 年以内に不正受給歴がない場合
- (2) 不正を認め、福祉事務所が行う事情聴取、調査、資料提出要求に協力する場合
- (3) 不正受給期間が 1 年未満である場合
- (4) 納付に積極的な意思を示す場合

(5) その他特段の事情があると判断できる場合

2 加算額に 1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。

(決定の通知)

第5条 加算措置の適用を決定したときは、「費用徴収決定通知書（法第 78 条関係）」により通知する。

附 則

この要領は令和 7 年 2 月 10 日から施行する。